（1）計画の基本事項

一宮市緑の基本計画【部分改定】
～水と緑で人がつながる 心ふれあうまち 一宮～

（2025（令和７）年　月 部分改定）

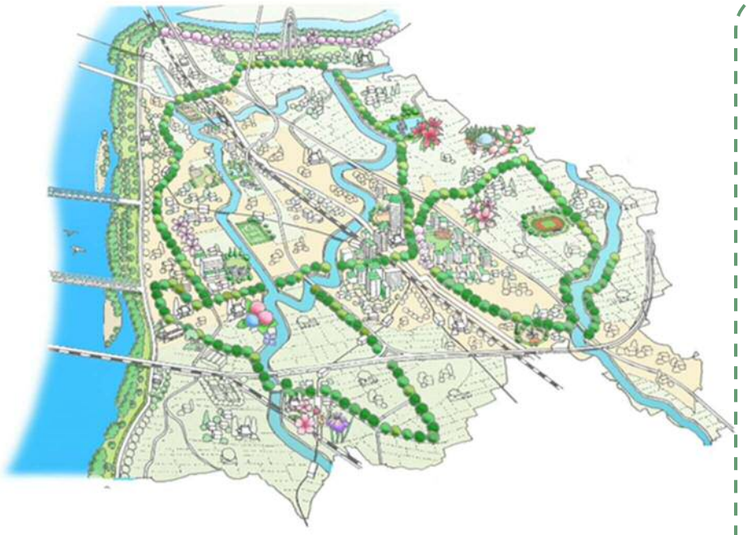

【水と緑のネットワークでつながる将来の一宮市のイメージ】

緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第４条に基づき、市町村が緑の保全や緑化の推進に関して定める基本的な計画です。

一宮市では、2009（平成 21）年に策定した一宮市緑の基本計画を、次の世代へ緑を継承するための指針として、2020（令和２）年６月に改定しました。その後、新型コロナウィルス感染症の拡大を契機とした人々の生活様式や、生物多様性の確保などの社会情勢が変化しており、本市においては、緑豊かな都市環境の形成を図るため「一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」を施行しました。そのような状況の中、本計画の推進状況を把握するため、2024（令和６）年に中間評価を行いました。この結果などを踏まえ、施策や事業の見直し、及び新たな事業を追加するため、本計画を改定します。

計画における緑とその役割

■計画における“緑”とは

一宮市緑の基本計画における“緑”とは、公園や緑地、植樹帯、広場などのオープンスペースのほか、河川やため池などの水辺空間、学校や市役所などの公共公益施設の緑地、社寺林や農地などの民有緑地など、都市の緑に関する空間全体とします。

■緑の“役割”とは

都市における緑が果たす“役割”は主に、環境の保全や改善、美しく魅力的な景観の形成、まちの防災機能の向上、まちのにぎわいやレクリエーションの場の創出などがあり、私たちの生活の質（QOL：Quality of Life）の向上を図る上で、欠かすことの出来ないものです。

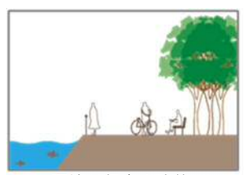

環境の保全や改善

美しく魅力的な景観の形成

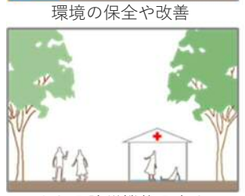

まちの防災機能の向上

まちのにぎわいや
レクリエーションの場の創出

（2）計画の基本的な考え方（基本理念と基本方針）

基本理念

水と緑で人がつながる 心ふれあうまち 一宮

【水】：木曽川や市内を流れる中小河川などの水の軸

【緑】：社寺林や農地、都市公園などの市民生活に寄り添う緑の拠点

【人】市民をはじめ、市外からの来訪者、民間事業者等の多様な主体

基本理念の実現に向けて

【基本方針①】
“いのちを紡ぐ”
緑のまちづくり

水と緑のネットワークの形成や生物多様性の確保、公園や街路樹などのグリーンインフラの充実、都市農地の保全を図り、人や生き物などの多様な種が共存する緑のまちづくりを目指します。

【基本方針①】に基づく施策方針

- **【施策方針 01】** 水と緑のネットワーク形成と生物多様性の確保
- **【施策方針 02】** 防災・減災に資するグリーンインフラの充実

【基本方針②】
“暮らしを織りなす”
緑のまちづくり

多様化するニーズやライフスタイルの変化に対応しながら、市民生活の向上に資する緑地の充実・活用、多世代が交流できる緑地空間を創出し、豊かで快適な暮らしができる緑のまちづくりを目指します。

【基本方針②】に基づく施策方針

- **【施策方針 03】** 暮らしを豊かにする緑の拠点の創出
- **【施策方針 04】** 地域の特色を活かした水と緑の既存ストックの保全と活用

【基本方針③】
“ともに育てる”
緑のまちづくり

一宮市の緑を次世代へ継承するため、市民や民間事業者等との連携・協働、都市公園法などの改正による新たな取組みを進めながら、多様な主体が一体となって緑をともに育て、活用する緑のまちづくりを目指します。

【基本方針③】に基づく施策方針

- **【施策方針 05】** コンパクトなまちづくりと連携した次世代へ継承する緑のまちづくり
- **【施策方針 06】** 多様な主体との連携・協働の拡大

（３）部分改定の方針（考え方）と主な改定内容

部分改定の方針（考え方）

【考え方１】中間評価の結果による考え方（※第３章にて中間評価を実施）

【考え方２】社会情勢の変化による考え方

脱炭素社会の実現	「いちのみやゼロカーボンシティ宣言」（2022（令和4）年度）、「世界首長誓約の誓約」（2024（令和6）年度）を踏まえ、脱炭素社会の実現、気候変動に適応した緑のまちづくりの実現が必要です
人と自然との共生	生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する「人と自然との共生」を目標とする「第３次一宮市環境基本計画」と連携し、2030（令和12）年までにネイチャーポジティブの達成を目指します
ニューノーマルへの適応	新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした生活様式や価値観などの変化・多様化を踏まえたニーズに対応するため、機敏かつ柔軟に施策を実現し、既存ストックを最大限に利活用し、市民のニーズに応えていく必要があります
グリーンインフラの実装	国の「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン(案)」(2024（令和6）年6月策定)を踏まえ、公園や農地など、多様な機能を有する緑を都市のグリーンインフラとして戦略的に整備・保全・育成を目指します
居心地が良く歩きたくなるまちなか創出の推進	「ウォーカブル推進都市」として、まちなかのにぎわいを創出するため、民と官の多様な連携・共鳴によるまちづくりを進めます
まちづくりGXへの対応	都市における緑地の重要性や、緑のネットワークの形成、緑地の質の確保の必要性が高まっていることを踏まえ、良質な都市緑地の確保や貴重な都市緑地の保全・更新が必要です

【考え方３】市の施策による考え方

こどもまんなか公園づくり	こどもまんなか社会の実現に向け、公園の不足する地域において、既存施設を効果的に活用しながら、子育てを意識した公園整備を推進します
都市公園ストック再編事業	既存公園の周辺環境や地域ニーズの変化に応じ、公園施設の機能再編を推進します
一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例	条例の制定に伴う制度活用や緑化義務等により、市民・事業者・市が相互に協力して、緑豊かなまちづくりを推進します

主な改定内容

第１章　計画の基本事項　　対応する考え方

【主な改定内容】

- 「脱炭素社会への実現」や「人と自然との共生」、「グリーンインフラの実装」などの社会情勢の変化について追加
- 都市緑地法の改正（2024（令和6）年5月改正）のポイントや「一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」の概要を追加
- 「第３次一宮市環境基本計画」や「一宮市景観計画」などの概要を追加・更新

【考え方２】

第２章　これまでの緑のまちづくり　　対応する考え方

【主な改定内容】

- 都市公園や都市公園に準ずる施設、公共施設緑地、民間施設緑地、地域制緑地の面積などを2023（令和5）年度時点の数値に更新
- 公園愛護団体やアダプトプログラムについて2023（令和5）年度時点の数値に更新

【考え方１】

第３章　計画の基本的な考え方　　対応する考え方

【主な改定内容】

- 社会情勢の変化などを踏まえ、「都市公園などの整備と管理の方針」を見直し
- 都市計画マスタープランとの整合を図るため、緑の将来像を見直し
- 成果・達成指標や、施策方針に基づく各事業の進捗状況の中間評価を追加

【考え方２】
【考え方３】

第４章　計画の基本的な考え方　　対応する考え方

【主な改定内容】

- 「人と自然との共生」により重点を置いた事業に見直し
  ⇒施策01-1に反映
- 緑の持つ多様な機能（賑わい創出、雨水貯留・浸透機能、生物生息空間の保全・創出など）を活用した施策(考え方)及び事業の見直し並びに事業の追加
  ⇒施策03-4、施策03-6、施策04-5に反映
- まちなかウォーカブル推進事業など他事業との連携した緑の整備に向けた施策(考え方)及び事業の見直し
  ⇒施策03-6に反映
- 良質な都市緑地の確保に向けた事業の追加
  ⇒施策05-2に反映
- 公園DXとしてデジタル技術とデータの利活用の推進に向けた施策(考え方)の見直し、及び事業の追加
  ⇒施策02-2、施策03-3に反映
- 既存公園の周辺環境や子育て世帯などの遊び場の確保、地域ニーズの変化に対応した施策(考え方)及び事業の見直し並びに事業の追加
  ⇒施策03-1、施策03-6に反映

【考え方１】
【考え方２】
【考え方３】

第５章　緑のまちづくりの推進　　対応する考え方

－　　－

参考資料　用語解説　　対応する考え方

【主な改定内容】

- 「30by30」や「ネイチャーポジティブ」、「ＮｂＳ」などを追加

【考え方２】

（４）施策の体系【部分改定版】

個別施策

黒字：2020（令和２）年改定時からの施策
赤字：今回改定箇所　青字：施策（考え方）及び具体的事業の【追加】・【見直し】

- 01-1：木曽川を軸とした水と緑のネットワークの形成【見直し】
- 01-2：生き物の生息地となる都市緑地の維持・保全【見直し】
- 01-3：木曽川を中心とした水辺空間の活用及び環境学習の推進
- 01-4：生物多様性の確保に向けた環境学習及び啓発活動の推進

- 02-1：地域の防災機能を高める身近な公園緑地の充実
- 02-2：都市公園・緑道の適正な管理【追加】【見直し】
- 02-3：美しい並木道再生を目指した街路樹の形成
- 02-4：安全な道路空間を維持するための街路樹の管理
- 02-5：洪水などの豪雨災害に対する水田の保全

- 03-1：官民連携による多様なニーズに合った都市公園の再整備【見直し】
- 03-2：防犯カメラによる安全・安心な公園利用の推進
- 03-3：ICT（情報通信技術）を活用した都市公園の情報発信【見直し】
- 03-4：大規模公園緑地におけるレクリエーション拠点づくり【追加】【見直し】
- 03-5：都市公園や緑道における健康器具の設置・活用の推進
- 03-6：中心市街地などにおけるまちなか空間の再構築・利活用に向けた取組み【追加】【見直し】
- 03-7：サイクリングロードなどの木曽川沿川の「健康づくり」拠点の整備・活用【見直し】

- 04-1：「公園でイベントや朝市をしよう」などの都市公園の利活用推進
- 04-2：冨田一里塚や旧林家住宅などの歴史や文化のある緑の保全・活用
- 04-3：起宿や萩原宿などの美濃路の歴史を活かした緑の回廊づくり
- 04-4：地域の特色ある景観資源の保全・活用【見直し】
- 04-5：都市農地の持続的な維持・保全及び活用【追加】【見直し】
- 04-6：「島畑」をはじめとした産業景観の継承【見直し】

- 05-1：市民緑地認定制度の活用によるオープンスペースの創出【見直し】
- 05-2：民間事業者等による緑地・オープンスペース確保の推進【追加】【見直し】
- 05-3：緑化重点地区における緑化の推進
- 05-4：立地適正化計画と整合した緑化地域指定への取組み
- 05-5：保全配慮地区における緑の保全及び活用の推進【見直し】
- 05-6：生産緑地地区の新規指定及び特定生産緑地指定の推進

- 06-1：市民協働・官民連携による公園施設の管理の推進【見直し】
- 06-2：森林環境譲与税の活用による木材利用の促進及び啓発【追加】【見直し】
- 06-3：公園愛護団体などによる緑化・美化活動の推進【追加】
- 06-4：あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の活用推進
- 06-5：「市民参加の森づくり」事業において植樹したエリアの保全

具体的事業例（追加事業）

- ・公園 DX による公園施設管理の効率化
- ・「かわまちづくり」による河川空間とまち空間が融合したにぎわいのある良好な空間形成
- ・こどもまんなか公園づくり事業の推進
- ・都市公園ストック再編事業の活用による既存公園の機能の再編
- ・農地の保全に向けた啓発活動の推進
- ・民間事業者等による緑地確保の取組みに対して「優良緑地確保計画認定制度」の普及・啓発
- ・民間事業者等による「自然環境サイト」への認定に向けた取組み
- ・地区計画制度を活用した民有地緑化の推進
- ・木質化した公園施設の管理の推進
- ・みどりの少年団等への活動支援

将来目標

成果指標①
生物多様性に関する活動の実施回数
【基準値】2018（H30）年度　２２回／年
【中間評価値】2023（R5）年度　３０回／年
【目標値】2030（R12）年度　３０回／年

成果指標②
都市公園の利活用回数
【基準値】2018（H30）年度　４１５回／年
【中間評価値】2023（R5）年度　３９１回／年
【目標値】2030（R12）年度　５２０回／年

成果指標③
緑に関する取組みの関心度
【基準値】2018（H30）年度　１７．３％
【中間評価値】2024（R6）年度　７．７％
【目標値】2030（R12）年度　３３．０％

達成指標①
市街化区域の緑地率
【基準値】2018（H30）年度　７．０％
【中間評価値】2023（R5）年度　６．２％
【目標値】2030（R12）年度　７．０％

達成指標②
市民一人当たりの公的緑地面積
【基準値】2018（H30）年度　９．０㎡／人
【中間評価値】2023（R5）年度　９．２㎡／人
【目標値】2030（R12）年度　１０．０㎡／人

緑のまちづくりの将来イメージ

サイクリングロードをはじめとした木曽川沿川の健康づくり拠点のイメージ

【関連する主な緑の取組み】
- 施策 01-3 木曽川を中心とした水辺空間の活用及び環境学習の推進
- 施策 03-7 サイクリングロードなどの木曽川沿川の「健康づくり」拠点の整備・活用

大規模公園緑地を活用したにぎわい拠点づくりのイメージ

【関連する主な緑の取組み】
- 施策 03-4 大規模公園緑地におけるレクリエーション拠点づくり
- 施策 04-1 「公園でイベントや朝市をしよう」などの都市公園の利活用推進

地域の貴重な緑と市民をつなぐ緑の拠点づくりのイメージ

【関連する主な緑の取組み】
- 施策 04-2 冨田一里塚や旧林家住宅などの歴史や文化のある緑の保全・活用
- 施策 04-3 起宿や萩原宿などの美濃路の歴史を活かした緑の回廊づくり

緑と人があふれにぎわいのある中心市街地のイメージ

【関連する主な緑の取組み】
- 施策 03-6 中心市街地などにおけるまちなか空間の再構築・利活用に向けた取組み
- 施策 05-4 立地適正化計画と整合した緑化地域指定への取組み

郊外に広がる農地の活用イメージ

【関連する主な緑の取組み】
- 施策 02-5 洪水などの豪雨災害に対する水田の保全
- 施策 04-5 都市農地の持続的な維持・保全及び活用
- 施策 04-6 「島畑」をはじめとした産業景観の継承